

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、2020年度（令和2年度）に創設から20年を迎えました。この間、介護サービス利用者数は制度創設時の3倍を超え、全国で600万人に達しています。これに伴い、介護サービスを提供する事業所の整備も進み、今や介護保険制度は、何らかの支援を必要とする高齢者の生活になくてはならないものとして、社会に定着しています。

しかし、その一方で、給付費の増大や介護人材の不足等の問題が年々顕著となり、介護保険制度そのものの持続可能性が危ぶまれているところです。日本の総人口が減少の一途を辿る中、高齢者人口は今後も増加する見込みであり、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を今後に控え、高齢化社会はより一層進展していきます。超高齢化社会の到来に備え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにしていくとともに、介護保険制度を末永く持続させていくことが求められているのです。

これまで日出町は、第8期事業計画に基づき、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活を送るための支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しながら、地域で高齢者の生活を支える体制整備の取組みや、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる場を整備するなど介護予防の取組み、介護保険事業の適正な運営を図る取組み等を実施してきました。今後は、これらの取組みをより一層推進するとともに、フレイル（虚弱）状態にある高齢者を元気にする取組みと、限りある人材・資源を有効活用することで高齢者の生活を支えていく取組みを展開し、進行する少子高齢化に負けないまちづくりを進めていくことが肝要です。

かつて「若者の多いまち、人口増のまち」と言われていた日出町は、2015年（平成27年）国勢調査より人口減少に転じ、2020年（令和2年）には高齢化率が30%を越えました。若い世代が多かった分、他市町村と比べて高齢者人口のピークは遅く、2045年（令和27年）にようやくピークを迎えると推測しています。高齢者のみの世帯や認知症高齢者が今後ますます増加していく中、第5次日出町総合計画（後期基本計画）において目指す姿である「住み慣れた地域で、生きがいを感じながら、安心して長寿を楽しむことができる。」まちづくりを進めていくために、本計画は、国の介護保険制度改革及び本町における地域の実情等を踏まえ、高齢者人口がピークを迎えるまでの中長期的な視点に立った目標を示した上で、「地域包括ケアシステムの推進」及び「介護保険制度の持続」の実現に向けた計画として、策定することとします。



2 計画の位置づけ

(1)法令等の根拠

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」と、老人福祉法20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び高齢者保健福祉サービスを総合的に展開することを目指すものです。

【介護保険法第117条第1項】

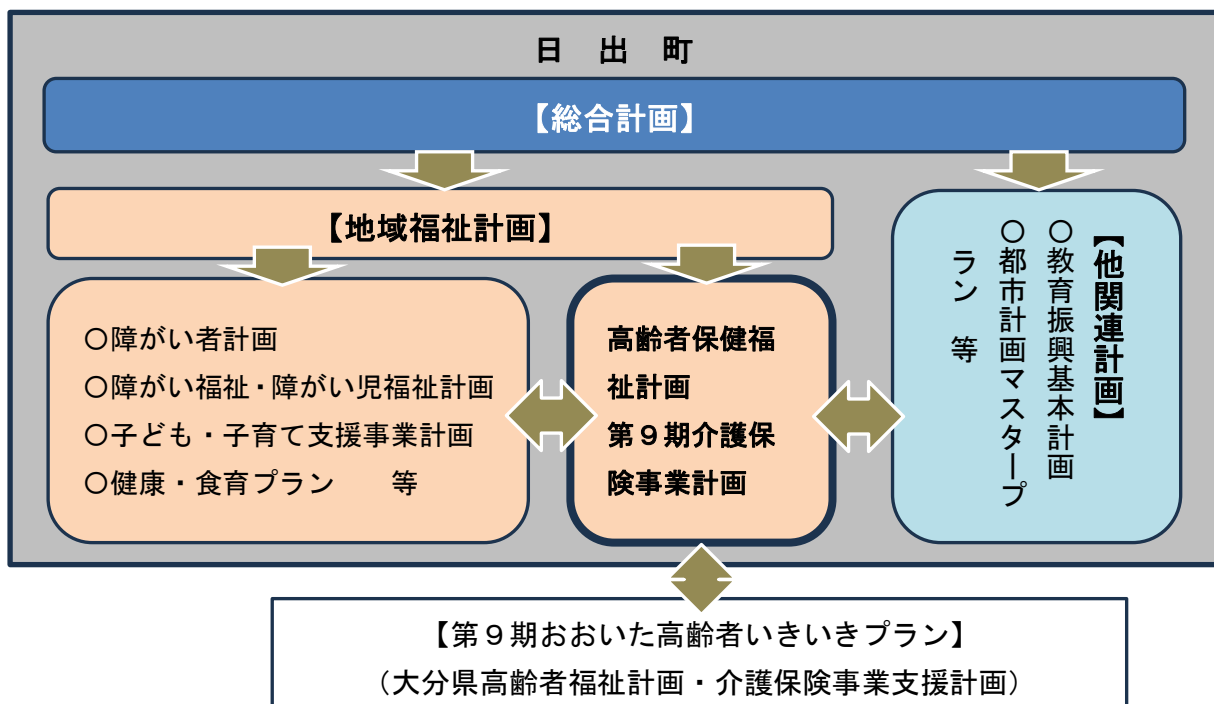
市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【老人福祉法第20条の8第1項】

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

(2)他計画との関係

本計画は、大分県が策定する「おおいた高齢者いきいきプラン（大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）」等と整合性を図るとともに、本町におけるまちづくりの基本方針を示す「日出町総合計画」や、本町の福祉全体像を示した「日出町地域福祉計画」等関連分野の各計画との連携・調和を図っています。



3 計画の期間

本計画は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間を期間とします。なお、第9期計画においては、2030年度（令和12年度）及び日出町において高齢者人口がピークを迎える2045年度（令和27年度）までの中長期的な介護サービスの見込量、介護保険料等を視野に入れた施策の展開を図るものとして作成しています。

4 日常生活圏域について

「日常生活圏域」とは、「高齢者が日常生活を営んでいる地域」として、地理的条件、人口・交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定められているものです。

日出町は、町の端から端までの移動であっても車で30分以内と、非常にコンパクトな町であることから、これまでの計画を踏襲し、本計画においても町全体を1つの日常生活圏域と考え、地域包括支援センターの活動や地域密着型サービスの事業者指定等の基本単位として、各種事業を展開していきます。

5 計画の策定体制

(1)日出町第9期介護保険事業計画等策定委員会の開催

日出町第9期介護保険事業計画等策定委員会は、町民や地域保健医療関係者、事業関係者の代表等14人で構成する諮問機関です。本計画は、下表のとおり開催された当該委員会における検討を踏まえており、審議結果や委員からの提言を尊重し、多様な高齢者福祉ニーズをできるだけ反映することを念頭に作成しています。

開催日		協議内容
第1回	令和5年9月6日（水）	・第8期計画の実施状況の評価 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等
第2回	令和5年11月22日（水）	・計画の骨子案 ・サービス量の見込及び保険料の推計 等
第3回	令和6年1月25日（木）	・計画素案について ・介護保険料について 等
第4回	令和6年2月21日（水）	・計画内容の最終調整 ・答申の内容について 等

(2)各種調査、パブリックコメントの実施

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本計画における高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の推進にあたり、地域で生活する高齢者の状況（心身の状態、社会参加の状況、潜在的なニーズ等）を把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

調査対象者	本町に在住する65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない方
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和5年1～2月
配布数	3,000件（町内を主に大字ごとに5地区に分け、600部ずつ配布）
回収状況	回収数：2,064件 回収率：68.8%
調査項目	家族や生活状況について、からだを動かすことについて、食べることについて、毎日の生活について、地域での活動について、たすけあいについて、健康について、認知症に係る相談窓口の把握について、介護保険について

②在宅介護実態調査

「要介護（支援）者の在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労の継続」の実現に向け、家族等による在宅介護の実情を把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

調査対象者	本町において在宅生活をしている要介護（支援）認定者及びその家族 ※「在宅」に有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅含む
調査方法	更新認定及び区分変更認定調査時における聞き取り調査
調査時期	令和5年2～5月
回答数	88件
調査項目	世帯の状況、主な介護者、介護の頻度、施設入所検討の有無、主な介護者等の勤務状況及び離職の有無等

③入所申込者実態把握調査

施設・入居系サービス事業所及び有料老人ホーム等の利用待機状況を把握し、施設整備の必要性等を検討するために、次のとおりアンケート調査を実施しました。

調査対象者	町内に所在する、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
調査方法	電子メールによる配布・回収
調査基準日	令和5年10月1日時点
回答数	全数回答（17施設）
調査項目	次の項目に区分した入所申込者数（保険者、介護度、現在の居住場所、自宅居住の場合の主たる介護者、入所希望時期）、入所待機の期間、空き床数、増減床の希望等

④パブリックコメント

広く町民の意見を集め、計画に反映させることを目的に、計画素案を公表し、意見や要望を募集するパブリックコメントを実施しました。寄せられた意見は第4回策定委員会にて審議し、その結果に応じて本計画に反映しています。

実施時期	令和6年2月5日から 2月19日まで
実施方法	町ホームページにより広報・周知し、電話・郵送・電子メール等による意見を受付
応募件数	応募はありませんでした。



(3)計画の推進・連携体制

①関係機関及び地域との連携

本計画は、庁内の関係課が連携しながら各施策・事業を展開していく他、社会福祉協議会、民生児童委員協議会等の福祉・介護に関連する機関や、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関連機関等との連携のもとに推進していくよう努めます。

また、高齢者が安心して地域で生活していけるよう、高齢者の生活を地域全体で支え合う体制づくりを推進していくために、地域住民との連携・協働を強化していきます。

②進捗状況の管理

本計画において、介護保険の理念である自立支援・重度化防止に向けた取組みや、介護給付等に要する費用の適正化の取組みを推進するため、地域の実情に応じた目標を設定し、各年度において計画の進捗状況を自己評価します。また、その状況を介護保険運営協議会に諮り、適宜、取組み内容を見直し、目標の達成に努めます。

③情報提供の充実

本計画は、町ホームページで公開し、関係者のみならず一般町民にも、日出町における高齢者福祉行政の展開及び介護保険事業の運営について広く周知するとともに、計画の進捗状況や評価等の情報についても同様に公開し、各事業の透明性を確保しながら、本計画を推進していきます。

